

文 教 産 業 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 3 年 2 月 22 日（月） 午後 1 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・有田副委員長・大草委員・長尾委員・重村委員
南野委員・早川委員・上田委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 田村委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・岡本主査
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 18 日）から付託された事件（議案 6 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 1 時 30 分 閉会 午後 2 時 48 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 2 月 22 日

文教産業常任委員長

重 廣 正 美

記 録 調 整 者

岡 本 功 次

重廣委員長 お疲れ様です。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式により、できるだけ簡明に行われますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案 6 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに議案第 3 号「令和 2 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 補足説明は特にございませぬ。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 お疲れ様です。それでは何点かお尋ねします。今回、特別会計のほうは利用料で、現年分ということですが、今の年度中の使用料が 144 万 7,000 円減額という、これは見込みを勘案してということであろうと思います。まず、間違いないと思いますが、これはやはりコロナウイルス感染症によりホテルが休業であったり、いろんな意味合いから当初予定していた予算からこのくらい今年度は減る見込みだということで減額補正されているというふうに私は認識していますけど、それでよろしいですか。

山下文化・国際交流班主査 ただ今のご質問についてご回答させていただきます。おっしゃるとおりコロナ禍ということで、前年に比べまして著しく、数字のほうは実は減っております。ただ、秋口から GoTo が始まって以来かなり回復はしているものの、やはり 1 年間を通じてコロナの影響に伴う減少ということで減っているものでございます。

重村委員 それではもう何点か。これからは、この会計についての見解を少し聞かせていただきたいと思うんですけど。1 つはですね、今回の年度末の最後の補正、最終的には決算というのを迎えて数値が確定するわけですけど、今年度締める直前の補正会計を見たときに、歳入で言うと約 1,400 万円弱くらい、1,400

万円前後の歳入と歳出というこの会計になっていますけど、今年度は消費税の申告漏れ等があつて、12月にね、補正等があつて、最終的には繰入金が全体予算の歳入の全体の約63%弱が一般会計からの繰入金によって、この会計の歳入歳出というのが調整されているという現状です。今年度はコロナ、それから消費税のイレギュラー的な歳出というのを伴って、この数字にはなっていますが、この会計の目指す繰入金、ですから私から言うと温泉事業も指定管理に出したわけですから、本当は配湯利用料で歳出がきちんと賄えるという会計であつたほうがよろしいんじゃないかと、私個人としてはそういう見解があるんですけど、執行部として来年度以降この会計が利用料できちんと賄っていける会計、歳入歳出がですね。そういう認識を持たれているのかどうか、この見解を確認させてほしいと思います。

岡田観光政策課長 それでは見解ということなので、私のほうからお答えさせていただきます。やはり委員ご指摘のとおり、やはり利用料等で経費を賄っていくということが非常に大切な原則ではございます。そうした中で、この湯本の温泉のお湯というのは、やはり観光にとって大切な資源でございますので、その目指すところはやはり利用料でしっかり賄っていく。そのために我々としても経費の節減を目指していきますし、または向こうの利用者ともしっかりとお話をして将来的な経営状況がどうなっていくかということは、今後話をしていく。当然目指すところはやはり、少しでも経費を抑えていくというか、繰入を少なくしていくという方向で考えているところでございます。

重村委員 というのがですね、恩湯、礼湯をこの会計内で処理していたときというのは、実は湯本の13ですか、今あるホテル、旅館、これに限らず一般市民も入ることができる。だからそこには会計上、歳入歳出が非常に厳しい場合は一般会計からの繰入をしても私たちも市民には説明ができる範ちゅうというのがありましたけど、今のこれからの現状というのはやはり、企業に向けて配湯して、そこできちんと歳入歳出ゼロベースなのか、それか本当はですよ、若干そこで利益が出て小さな、例えば保守管理料であるとか維持管理費とか市が負わないといけないところは、この会計からきちんと出せるというような、私は会計の在り方のほうが本当ではないかなというふうに、市民に私たちも説明責任がありますから、一議員として見たときにはそういう感覚を持つので、今後この会計というのは注視もしていきたいとも思いますし、歳入歳出が利用料である程度きちんと賄える会計に育ってほしいということを申し伝えておきたいと思います。この部分は、もし良ければ副市長のほうから見解を聞かせていただいて終わりにしたいと思います。

大谷副市長 ご指名でございますので、私からお答え申し上げたいと思います。この湯本温泉特別会計、恩湯、礼湯がこの直営から外れた段階で、斯様な数字

を示しているわけでございまして、それは今委員がご指摘のとおりでございます。しかし、ここはあくまでも特別会計というガラス張りの会計の中で市民が見ておるわけでございますから、ご指摘のとおり、利用料金を持ってこの特別会計が運営されるべきというのは最後まで押し通さなければならないというふうに考えております。ですから、この繰入金、一般会計繰入金が斯様な姿でおるとするのは、これは本来の姿ではないと思います。これをいかに減らしていくか、そしてコロナ禍を経て今、湯本温泉を 23 億円というインフラ整備を終えて生まれ変わろうとしているわけでございますので、いわゆる企業さん、ここで言えばホテル、旅館等になるわけでございますけれども、こちらで賄っていただけるように、この利用料金を少しでも増やしていただけるように、私もこの特別会計を基に、皆さまに促してまいりたいとそういう思いでございます。この点について申し上げて一応、特別会計、委員のご指摘もありますので、しっかりと市民の皆さまにご説明ができるように運営してまいりたいというふうに考えております。

重廣委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 25 号「長門市くじら資料館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 補足説明は特にございけません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

長尾委員 議案第 25 号、26 号も同じような状況ですけれども、ルネッサなかと、くじら資料館、村田清風記念館を一体的に管理するということで、文化財あるいは伝統文化の継承など事業を一体的に展開することが期待でき、さまざまな情報発信が可能となる。これは本会議で岩藤議員がメリット、デメリットのことで質疑をされておられます。こうしたメリット関係については私も理解いたしておりますが、1 点だけお尋ねしたいと思います。今回、指定管理を行うのは議案の参考資料にもあるように近年、利用者の減少傾向があることが主な理由と思われます。これには民間の力を活用する必要があるとされておりますが、この指定管理候補者として、長門市文化振興財団とされておられます。これの代表は副市長であり、指定管理料を決める際、予算配分する側と受け取る側が、いわゆる歳出側と歳入側が実質同一人物となっておりますけれども、こ

それは別に問題というのではないのでしょうか。

古林観光政策課長補佐 指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を経たうえで地方公共団体に代わって行うものであり、地方公共団体と指定管理者が一般的な取引関係に立つものではないため、いわゆる請負にはあたらないと解されております。従って、自治法上の兼業禁止の規定は適用されず、長や例えば議員さん本人または親族が経営する会社であっても、指定管理者として指定することができるようになっております。

長尾委員 法的には別に問題はないと思うのですが、果たして、指定管理と言っても管理料を払うわけですね。それが同一人物であっても、どちらかと言うとあまり好ましくないんじゃないかという思いもあるわけです。その点はどういう解釈ですか。

岡田観光政策課長 指定管理料の算定にあたっての部分についてのご疑問と思うんですけど、これについては当然必要なものを我々が計上しておりますし、過去の実績等も勘案したところでございます。それについてもしっかりと財政当局等からも指摘も受けながら、当然議会にもかけるというところで公平性が説明できる形での提案をさせていただいているというふうに考えておるところでございます。これについて、ご疑念があればこういうかたちでの議会での議決をいただくわけですから、そこでのしっかりした議論で決まるというふうに考えているところでございます。

長尾委員 将来的にもこうした背景や構図と言いますか、歳入と利害関係、管理委託料については利害関係が生じることになる。将来的にこういう構図が続くとあまり、民間の活力を利用すると言いつつも、どちらかという緊張感がなくなってあまり好ましい状況じゃないんじゃないかという懸念がされるわけです。その点はどういう解釈でしょうか。

岡田観光政策課長 当然、指定管理についての実績報告、今現在、長門文化振興財団につきましての実績報告は 6 月定例会等でもルネッサの利用状況とかそういうあたりのところの報告がございますので、そういったかたち、それは当然くじら資料館、村田清風記念館等についての状況についても広く公開される中で、そういうところで説明責任を果たしていくような形で、当然原課としては緊張感を持って事業に当たりたいというふうに考えているところでございます。

早川委員 くじら資料館等は、財団の業務内容等に対する評価とか、検証とかというのは、どこのどなたが行うのでしょうか、今後。

岡田観光政策課長 業務内容についてですけど、事業年度ごとでございすけれど、事業報告書の提出を当然求めることといたしますし、市がというところで総合的に評価、検証を行うというふうに考えておるところでございます。

早川委員 市というのは、主に観光政策課ではなくて、執行部ということなんですか。

小林経済観光部長 基本的には長門市と指定管理者の受託団体である公益財団法人になるんですけど、その担当の窓口が観光政策課であるということでございます。そのようにご理解いただければと思います。

早川委員 指定管理者に提出されている財団には学芸員というのはいらっしゃるのでしょうか。

古林観光政策課長補佐 学芸員という役職の職員はおりませんが、学芸員資格を持った職員が1名、また古文書の勉強、資料の収集、保存に関して知識のある職員もいると聞いております。

早川委員 このルネッサながとのところに文化財を、他のくじら資料館とかの備品とかは観光政策課のほうで管理されていると伺ったんですけども、文化財とか資料、展示されている資料とか文化財に関しては、それも観光政策課が受け持たれるのでしょうか。

古林観光政策課長補佐 文化財の保存等に関する事務は、これまでどおり教育委員会生涯学習・文化財課が所管します。引き継ぎ等は文書での確認を行っていくと聞いております。

南野委員 1点だけお尋ねしますが、くじら資料館に関して、指定管理者に長門文化振興財団に決定されたわけですが、これを決定するにあたりまして、地元、これは通地区ですね。通地区に限らず地元にはさまざまな協議会があると思うんですよ。その協議会とコンセンサスが得られているのか、どのような行程で打診をされたのか、例えば協議会がもしかしたら打診されておられるかもしれませんが、どのような過程でコンセンサス、地元の各種協議会とのコンセンサスが得られているのか、1点だけお尋ねいたします。

岡田観光政策課長 今、くじら資料館についての件でございますが、過去縷々、まちづくり協議会とかというところでのお話が出てきたことは聞いておりますが、この指定にあたってはやはり、2館、村田清風記念館とくじら資料館とありましたけど、直接の話はしておりませんが、代表者の方と、自治会の理事の方、まちづくり協議会の副会長さんと若干お話をしたことがございます。方向性については説明をしたところでございまして、これについてはようすを見るというような言い方はされたところでございます。

重村委員 それではちょっと重複する点もあるかもしれませんが何点か。くじら資料館のこの25号議案のところでも確認したい、あとの26号も同様の思いがあるんですけど、1つはくじら資料館、それから村田清風、こういった会館というのは地域性があると思うんですよ、1つは。だからこれは失礼な言い方かもしれないけど、やはり通地区の皆さんが思うくじら資料館と私みたいに山の

者が思うくじら資料館、やはりこれは思いが違うと思うんですよ。だからやはり昔の村のときから、例えば古式捕鯨なんかというのは、通独自の文化なんだと。例えば村田清風記念館であれば旧三隅の輩出した偉人なんだという地域性のある資料館であつたり記念館であるというふうに思うんですよ。それで、今の時点で指定管理に出そうとしたときに長門文化振興財団しかなかったのかもしれないけど、私が今日言いたいことを言いたいというのが、もう任期がないからです。実は。こういうときの指定管理、これは3年後でも良いですけど、こういったところの指定管理をお願いするときに、地域の発展も含めて出す。そこには年間に数百万円という財源ができるわけですから、くじら資料館を運営しながら通地区としてのまちおこしの起爆剤にするんだとか、そういうふうに私は行政は育てていくべきではないかというふうに私は非常に思います。これは26号議案に対しても同じ気持ちです。それと、これも厳しいことを言います。長尾委員と同じ見解ですけどね、私は今回代表理事、昨日長門文化振興財団の規約であるとか理事の名前も見させていただきました。代表理事にはやはり副市長がなられている。それで、長門市の副市長だからこその場面で言いますが、副市長であり、ながと物産合同会社の代表であり、振興財団の代表理事であり、私はね、業務量的に到底、本来である理事長職としての仕事は難しいと思うんですよ。だからこそ、これは副市長に厳しいことを申し上げますけれども、今後のやっぱり長門市のことを思うのであれば、文化振興財団も大きい民間の財団として育ててほしいというのを鑑みれば、私は代表理事というのは、民間の財団の人事を言っちゃいけないかもしれないけど、それはやはり一考するべきだと私は思います。以前、前の阿野副市長時代のときは、阿野副市長は理事には入っていたけど、代表理事には就かれていないですよ。それは多分、南野市政を支えていくという観点から一線を引かれて、理事にはもちろん就任するけど、代表理事にはならないという何かがあったんではなかろうかというふうに私は推察して、昨日過去を見ましたよ。このあたりというのは越権行為になってはいけませんけれども、指定管理という代表、長尾委員が先ほど言われたように、市から出される歳出として出されて、受け取る側ということも含めて、そして振興財団がやっぱりこれからは大きく本当に民間の財団として活躍してもらうのであれば、いつまでも親から離れきらんような財団では僕はいけないと思うんですよ。そのあたりちょうど副市長がいらっしゃいますから、見解を聞いて終わりにします。

岡田観光政策課長 今、重村委員さんから地域との関わり方についてのご意見もいただいたところでございます。当然、今財団が指定管理を受けたいということでの事業計画等の申請等が出ている中にもきちんと、当然歴史的人物とか文化財、伝統文化の継承の事業の展開と情報発信を一体的に行っていくことで

来館者等の取り組みも強化していくことについての前提についてはやっぱり、地域の方等のご協力がないとできないということは間違いないと思っていますので、向こうとしてもこれまでの経験とか実績を積み重ねた方を引き続いて雇用していきたいというようなお考えもありますので、やはりそこでは地域とは切っても切れない関係の中でこの 2 つの施設はですね、思っておりますので、そこをまだ今から我々も市の施設でございますので、市と財団としっかりと連携して安定的なサービスの提供については相乗効果を目指していきたいというふうに思っておりますので、地域とは切れないというふうに考えておるところでございます。今、前段の部分の見解を述べさせていただきました。

大谷副市長 副市長としての立場と財団代表理事としての立場で少々答弁を使い分けないといけないかもしれませんが、まず前段に関して補足をさせていただきますと、至るところ、今回財団としてこの指定管理をお認めいただければ、地元のいわゆる両館の館長には地元の経験が深い方、こういった方を館長としてそれぞれ選任いたし運営をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。それから後段の件でございます。先ほど長尾委員からも厳しいご指摘がございました。確かにこの指定管理料の額については私も市長と同様査定に関わらせていただいて、しっかりここは財政当局とも議論をし、過去の 3 ヶ年の運営状況、それから収入の状況、それをつぶさに検討したうえで査定の側として、この管理料についてはきっちりと精査をさせていただいたつもりでございます。それから、代表理事という立場でございますけれども、これは理事会でご承認をいただき、前岩田理事長から私が引き継いだわけでございますけれども、この代表理事の立場として申し上げれば、今回の両館の指定管理をこの財団が引き受ける、これはまさしく文化振興財団、豊かなこの長門市の伝統文化を継承し、そして地域の文化活動を発展せしめるという、この財団の目的からすれば、ようやく本来の姿になったんじゃないか、あのルネッサながとを運営するだけがこの文化振興財団の仕事では私はないと、理事も含めてそういうふうに考えております。今回、両館が指定管理を受けるというのは大変大きな負担になるわけでございますけれども、学芸員も先ほども申し上げたとおりです。こういった人間が横の連携を図る。そして 1 人でも多くの方に足を運んでもらう。それから、例えばくじら資料館であれば鯨肉が食べられるとか、そういった財団ならではの機動性、効率性を活かした運営ができるのではないかと、こういうふうに期待をいたしております。これで初めて長門市文化振興財団という名前に相応しい団体になるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。ただ 1 点、おっしゃったとおり、委員ご指摘のとおり、この代表理事を私が引き受けているということは、確かにまだ親離れができていない団体であるかもしれません。しかし、私もいつまでもこの

二足のわらじ、三足のわらじを履くつもりはございません。こういった指定管理は、例えば軌道に乗ってくれば当然後進に道を譲るという形で関わっていきたいと思いますし、その場合であっても副市長として財団のこちらの両館の運営、そしてルネッサながとの運用をしっかりと見届けてまいりたい、注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。今のところ、私といったしましては財団の代表理事、そして副市長の立場としてお答えを申し上げます。

上田委員 皆さんが縷々言われましたので、ほかにないんですけれども、一番最初に長尾委員からございましたとおり、緊張感がない云々という発言を。まあ、一掴みなのかもしれませんが、厳しい言葉のようですが責任の取りようがない、取らせようがないというところが端を発していると思うんですよ。何をもちて責任を取らせるのかというところが民間ならはっきりするんですけども、そのへんがあいまいになって。特に今コロナ禍というこういうご時世にあつて条件設定が非常に難しい。減少していく、数字が落ちる、補てんが増える、これはしょうがないかもしれません。ただ、その根底にはやはりなにがしか目標を持って、それに達してできなかったときには、やはり人を変えるなり、やり方を大きく変えていくという一つのアクションを取っていかないと、ずるずる、ずるずる、とにかくあそこに行ったらあれがあるよだけじゃリピーターは来ないと思いますね。そのあたりではいろいろ苦心等されていると思いますけれども、皆々がそれぞれ自分が今何をするのかというのを今一度確認されたうえでの行動をお願いしたいというふうに思います。

重廣委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 26 号「村田清風記念館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 先ほど副市長のほうで、軌道に乗ればという言い方をされたんですけど、この清風とか、例えば前のくじら資料館とかという、特に清風ですけど、軌道に乗るとするのは、どの段階で軌道に乗ったって考えられるんでしょうか。

小林経済観光部長 個々の施設は、もちろん来館者が増えることが一番わかり

やすい、軌道に乗ると言い方かもしれませんが、文化振興財団が 3 つの施設を併せ持つという、この相乗効果に市のほうも期待しているわけですから、文化振興財団としてこの 3 館、あるいは、また先の市内の他の文化施設等も将来的には見据えて長門市の文化の振興に関する全てのものをこの財団が、文化振興財団が受けるというのが理想であろうというふうに思っておりますので、そうした道筋ができればということで、副市長の発言があったというふうに考えております。

早川委員 先ほどから軌道に乗ったと、どういうことを軌道に乗ったかという質問をしたんですけど、その答えは道筋っていうところで、その道筋というのは費用的なものなのか、例えば入館者の数値的なものなのか、そこのところはどうかお考えなんでしょうか。

小林経済観光部長 文化に関することというのは、くじら資料館、清風記念館そしてルネッサながとの来場者の数値からみたらどうなのかというのは、あくまでも指定管理者としてこれだけの来場者を目指しますよというのはいただいております。ルネッサにしろ、これだけの自主事業を行いますよというのをいただいておりますが、それに対する実績については毎年、報告をうちのほうにあげていただきますので、目標に対しての実績が達成されたのかどうかというのは、そういう部分で出てくると思いますが、先ほど重村委員も言われました、くじら資料館は、通の古式捕鯨の文化の中心の施設であるということからいけば、軌道に乗るというのは通全体の古式捕鯨のファンがいっぱい来ていただくというのが、数値では表れない地域の振興に目が見えた時点が軌道に乗り始めたのかなということで、軌道に乗るというちょっと答えにはなっていないかもしれませんが、そういうふうに捉えております。

大谷副市長 私の舌足らずな表現で混乱を招いたようで、大変申し訳ございません。いずれにしても、この両館に対してこの財団代表理事の立場から申し上げれば、それぞれ入館者数、来場者数が本当に右肩下がりで、本当に落ちてきております。コロナという影響もあったにはせよ、このリピーターの獲得、このへんがものすごく弱いところがございます。そのため、それぞれの館について財団といたしまして事業計画書を市に提出をさせていただいております。そこらには、ちょっと詳細な数字は持っておりませんが、3年後の、指定管理が終了した時の入館者数を何万人と、何千人というふうな形でお示しをしております。それに向けて先ほど申し上げたような、例えば鯨肉の販売とか、そこで食べていただくとかいう企画、それから村田清風記念館で申し上げれば、いわばあそこは明治維新の源流でございます。まだ分析のされていない古文書がたくさん眠っております。こういったところを解析して、維新の、そのコアな研究者がたくさん全国におります。そういった方があそこに来てその古文書

を調べていただく。そういったスペースも設けたいというふうに思っております。例えば萩で吉田松陰先生と言われるように、長門市において村田清風先生と言われるような風土ができるように、私どもが努めなければいけないというふうな考えで今臨もうとしているところでございます。

早川委員 とても良い、いろんな提案をいただいたんですけど、どうかこの今の地域に根差したというのを教育のほうと結び付けて、今の長門市の子どもたちにそれが浸透するような、その施設であったほしいと思うので、その努力もよろしくお願いします。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 14 : 08 —

— 再開 14 : 09 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 27 号「木育推進拠点施設長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

大草委員 おもちゃ美術館の指定管理については、今まで NPO 法人「人と木」が関わってこられました。おそらく「人と木」が指定管理者になるものと思いますけれども、当初から運営状況を見てみますと、NPO 法人には経営についての不案内なところが見受けられます。美術館運営について行政から指導というのはされるのでしょうか。

坂野農林水産課長 まず指定管理ということで承認されればなるわけなんですけれども、計画書というのを審査させていただいておりまして、企画提案書というか計画書ですが、そちらのほうで、これであれば適正だろうということで今回の指定管理者選定の審査会のほうで——頻繁に、どうのこうのというのはないんですけれども、しっかりとチェックをしていきたいと思っておりますし、おもち

や美術館のほうでも税理士を雇用される、お願いされると思いますので、そういうところでしっかり運営のほうはされると思います。

大草委員 木材産業はこれから魅力ある産業になると思います。おもちゃ美術館も「人と木」に変わってくる中で、指定管理の条例に規定すれば入館料の収益だけでなく、収益事業の展開もできると考えます。NPO 法人が主体的に考えなければなりませんけども、行政として美術館の事業展開をどのように思われているのかお尋ねします。

坂野農林水産課長 館の運営、一つは館の運営です。利用料金等を主体とした館の運営。もう一つはその施設の、あの施設がもともと設置された目的、それとそれに合致した独自の事業ということで NPO 法人「人と木」さんがいろんな事業を展開されると思います。そのあたりで、極端に直接的な収入がばっと入ったとか、そういうのはないかもしれませんが、要は利用者の増とかそのあたりを広げていくことで、全体的に収入を確保するというような取り組みがなされると思います。

重村委員 何点かお尋ねをいたします。このおもちゃ美術館に関しては、この1年くらいで議会も田村哲郎さんあたりを中心に、指定管理者制度に移行したらどうかという話も出てきて、条例が前回の12月ですか、制定されて今回指定管理の指名という議案が出てきました。でそもそも論、今回も結局公募しなくて NPO 法人「人と木」さんに指定管理者としてお願いをしたいという議案です。で、そもそも指定管理というところに行政としてどんなメリットがあるのかと言えば、1つはやっぱり民間の活力をその事業に注入できるということですよね。それと行政サイドからすれば、財政的な面、コストカット、これも望めるかもしれないという側面があると思います。そんな時に指定管理というのは通常であれば公募をして、2者なのか3者なのか手が上がる。ということは競争力が働く。その中でたぶん指定管理の選定委員会等がそのプレゼンテーションを受けて、例えば金額的にも良い、そしてその事業の内容というのがこんな企画を私たちはしますよというプレゼンがある。その中で「人と木」さんが一番プレゼンも良かった、費用的にも合う、市の目指す方向の管理、業務がしていただけるというところで、本当は指定管理というのが決まるのが一番いいんですよ。だけど、今回随意契約とは言わないけど結局公募をしないで「人と木」さんをお願いしたいということです。一番はこのおもちゃ美術館というのは、やっぱり今のコロナ禍の中で、なかなか立ち直りが非常に、たぶん入館者数からいけば、非常に見通しがなかなか立ちにくい、僕は施設ではなかろうかと。だからこそ指定管理者に任命される方というのは自助努力、こういう社会情勢であるからこそこんな企画をしてみたい、こんな運営をしてみたいんですよということがないといけないと思うんですよ。公募されていなくて今回議案として出て

きていますけど、そのあたり、公募はしません、競争力は一切なし。その中で「人と木」さんがどんな執行部に対して私たちが運営を目指していくんだという、このあたりの議論がきちんとあったかどうかというのが私は非常に問題だと思うんですよ。極端に言うと1社も公募はしなかったけど、「人と木」さんはプレゼンを執行部あてに一生懸命何かされました。その経緯を知りたい。

坂野農林水産課長 日付を決めまして、実施計画書を提出していただいて、それをプレゼンを指定管理者選定委員会の中で、プレゼンをしていただいたものを審査しております。

重村委員 はい。それでは公募はなかったけど、一応その選定委員会の中ではきちんとプレゼンはいただいて方向性的には行政としてもしっかり任せられるという認識のもとに、今回この議案が出てきているという認識でいいですか。

坂野農林水産課長 はい、そのとおりです。

重村委員 それを聞いて少し安心しましたが、この席に僕は田村哲郎さんがいらっしゃったら、ずいぶん長引く審査になったんじゃないかと思うんですよ。と言うのがやはりコロナ禍ということではありますが、なかなかこのNPO法人では運営が、初年度できたということで入場者数多かったけど、その後右肩下がり。そしてコロナ禍に突入するということで、なかなかこの「人と木」さんで大丈夫なのかというところが、私この委員の皆さん思われていると思いますよ。その中で、公募をしないで行政はこのNPO法人に任命したというところですから、そういう公募をしなかったけど、きちんとそういうプレゼンを受けて再度認識を新たにここで大丈夫なんだと。行政としては十分なんだという認識のもとであれば、それは大いに結構なことですけど。指定管理料のことはここで申し上げませんが、もらいましたよ。どういう内容から指定管理料がはじき出されているのか。結構な金額ですよ。今度は指定管理者になれば入場料の予定されている約1,880万円というのも財源としてNPO法人は受け取って運営をしていくわけですから、管理運営は今度「人と木」さんになられるでしょうけど、管理監督は長門市江原市長にあるわけですから、ここを肝を十分に据えて管理監督していついていただきたいというふうに思います。もし、答弁がありましたら。

小林経済観光部長 「人と木」さんとうちのほうは定期的に意見交換なり、いろんな場面を作っておりますので、今後も。今年度はご存じのようにコロナ禍で休館した部分もありますし、入場制限で100人のところを60人、プラス消毒等のプラスアルファの作業もしていただいております。そしてノウハウを今年1年積み上げて、4月以降の指定管理の方にしっかりと生かしていただくように、これからもしっかりと連携して取り組んでまいりたいと思います。

早川委員 この「人と木」さんと、この木育拠点というのは、そこに書いてあ

るのは広く教育や文化に及ぶ住民福祉を向上させることを目的とあるんですけども、この長門市民が利用しやすい条件というのは、先日も委員会の方で聞いたんですけども、仕様書の中に明記されているのでしょうか。

坂野農林水産課長 業務仕様書を作成するにあたりまして、特定の団体が優位である、優位と捉えられる表現はやはりちょっと避けるべきかなという中での協議にもなりまして、長門市民が利用しやすいという条件を明記、特記はしておりませんけれども、指定管理にあたりましては、仕様書の中に事業の基準という項目を設けております。その中で市内の幼小中高生、学校と連携した取り組み、あとリピーターを増やす取り組み、あと地域と密着したイベント等を実施することを条件づけておりまして、このあたりの部分を指定管理者候補者がどのように読み取り、計画立てて実施していくかを審査会のほうでは評価をいたしました。

早川委員 今どのように読み取り、審査会でという話をされたんですけども、例えば事業をしました、何回したから良いとかいうのではなく、その審査会はどういう内容でどういう市民に対して影響があったかというところも当然審査されるのでしょうか。

坂野農林水産課長 細かい部分も計画書にいろいろ事業の取り組みとか出ていますので、そうですね、開館時間を柔軟にするとか、ナイトミュージアムとか、季節に応じたミニコンサートとか、近くの方がより集まりやすいような事業も結構盛り込まれていましたので、そのあたりを評価させていただいたというふうに、私どもは提案なんですけど、審査会のほうは評価をさせていただいたと思います。

早川委員 先ほどのとはちょっと別で、木育船があるじゃないですか。木育船に関しては、運営は違うところにあると思っているんですけども、この木育船の扱いはどうなるんですか。

坂野農林水産課長 木育船「弁天」というのが確かにございます。所有が青海島観光汽船株式会社のほうになっておりまして、市の所有物ではございません。ですから、業務仕様書においても取り扱いについては明記のほうはしておりません。指定管理者と青海島観光汽船株式会社さんが連携して実施される独自のサービスとして、指定管理候補者からの提案により運航がなされるものと認識をしております。ただし、木育船につきましては、全国の姉妹おもちゃ美術館等にはない、長門独自のコンテンツと言いますか、そのあたりのこともありますので、これまで同様の取り組みができるよう、市もしっかり支援をしてまいりたいと思っております。

早川委員 弁天は青海島観光汽船、栈橋の管理はおもちゃ美術館という考えでいいんですかね。

坂野農林水産課長 はい、そうなります。

早川委員 これは棧橋の利用料とかという、おもちゃ美術館は取っていらっしゃるんでしょうか。そういうのは全くなしなんですか。

永尾農林振興班主査 棧橋独自の料金の設定はありませんので、施設入館料をお支払いになられた方については、その施設の 1 つとして利用できると考えております。

上田委員 すいません、ちょっと私、途中でこの会に入った人間ですのでそもそも論に触れたいと思うんですけども、組織のうえでこの長門おもちゃ美術館というのはずっとこれからも農林水産課の所管になるんですか。

坂野農林水産課長 ちょっとまだ、今は農林水産課でございます。(笑い声あり) 今回いろいろ文化施設が移動などしましたので、今後についてはちょっと分かりませんが、少なくとも次年度はうちの所管になると。

小林経済観光部長 ちょっと補足させていただきます。先のことは今のところ、誰もここにいる者、誰も答えは出せないと思いますけど、一応目的は林業・木材産業成長産業化ということで農林水産課が担当しているところでございます。その方向が変わらない限りは、農林水産課が所管になるというふうには考えております。

重廣委員長 よろしいですか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 2 時 40 分からとします。

— 休憩 14 : 26 —

— 再開 14 : 40 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「令和 2 年度長門市水道事業会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宗村上下水道局長 それでは補足説明をさせていただきます。本年 1 月の寒波の影響による断水対応に要した費用 650 万円を特別損失として計上しております。また、市が水源開発のため参画しております県営大河内川ダム建設事業において、国の補正に伴う事業費 2 億 400 万円の採択を受けたため、ダム負担金として 142 万 8,000 円を計上し、収入については支出の財源として調整をしたものであります。以上、補足説明とさせていただきます。

重廣委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 先日の本会議で林哲也議員のほうから、先ほど局長のほうから補足説明のあった特別損失については、数字的に少し述べられておりましたので、それを踏まえて。この度の特別損失、凍結による漏水ですね。これに関することですが、5年前に起きました漏水、もっと大規模でしたけれども、そのときに結局水道メーターから宅内に入った水道管のところで凍結してはじいて水漏れ、漏水する。そうすると、非常にメーターが動いて、とんでもない金額ということになりますけど、そのとき減免措置があったかと思えますけど、この度の漏水に関して市民生活に与える請求する金額ですね、これの減免扱いはどうなるのか、少し数字を交えて説明をいただけたらというふうに思います。

藤井管理班主査 算定方法としましては、前2期の平均、もしくは前年同期月の水量と比べて少ない使用量を基準水量としまして、今回の使用分からその基準水量を差し引いた分を漏水した水量として算定しております。その漏水した水量に対して水道料につきましては75%、下水道料金につきましては100%の減免としております。

重村委員 今のご説明をいただいたのは、ですから5年前の教訓、そして5年前の算出にならって同じ取り扱いをするということの認識でよろしいですか。

田村管理課長 補足説明をさせていただきます。一応、水道料金の減免につきましては、見える部分という形が原則となっております。この度の分は宅内等の給湯器とか、宅内でも見える部分がほとんどでございます。原則は対象とならないんですが、5年前と同様に災害等に準ずるものという形で市長協議しまして、前回と同様な減免をするということになっております。先ほど藤井のほうから申し上げましたが、今回2月期ということで、そのへんの減額の算定も分かっておりますので、2月15日の納付書発送時に合わせて減免の通知書も同封して発送しております。3月期についても同様な取り扱いになると思います。

重村委員 安心しました。それともう1点、これは別のところですけど、先ほど、これも局長のほうから補足説明がありましたけど、大河内川ダム負担金が142万8,000円、これは国の補正に伴う県の事業として採択されたもので、うちも負担金を払うと。割り返せば数字的には出ますけど、ちょっと確認なのは、県は2億いくらの事業費ですけど、うちの負担金は142万8,000円というのは、実質負担率というのは何%かだけお答えいただいてよろしいですか。

大田管理班主査 実質、長門市の負担率は0.7%になります。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案

第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 7 号「令和 2 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宗村上下水道局長 それでは補足説明をさせていただきます。資本的収支及び支出予算におきまして、支出では国の補正に伴う建設改良費として東深川地区管渠施設改築更新工事田屋分区の工事請負費 5,000 万円を計上し、収入では支出財源といたしまして調整したものであります。以上、補足説明とさせていただきます。

重廣委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは 1 点だけ教えてください。資本的収入及び支出のページで、収入と支出のところに記載されておりますけれども、5,008 万円の建設改良費というのが支出で明記されておりますけれども、これはそれでは財源は何になるのかと言うと、収入のところに書かれております企業債 2,540 万円と、国庫補助金 2,500 万円。これが財源として事業をするところに出てきていると思うんですけど、この企業債と補助金、これを足すと 5,040 万円という数字が出るんですけど、実際に建設改良費というのは 5,008 万円という、この収入と支出を照らし合わせたときは、そこが数字が若干違うと。これはなぜなのかということで教えていただいたらと思います。

吉岡管理課長補佐 まず企業債につきましては、一応補正分が、この度 5,000 万円に係る企業債の借入れとして 2,350 万円を計上しております。それと別に、今年度当初から農業集落排水事業に対する企業債を借りておりましたが、この部分が 190 万円不足しておりましたので、この 190 万円をこの度の補正のほうで上げさせていただいております。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。